

東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則の一部改正

| 現行 | 改正 | 改正理由 |
|--|---|------|
| <p>本則 (研究題目の届出) 第8条 学生は、主指導教員の指示に従い研究題目を定めたときは、速やかに研究題目届(別紙様式2)により研究題目及び研究計画を主指導教員に届け出なければならない。研究題目を変更するときも同様とする。</p> <p>2 (略)</p> | <p>本則 (研究題目の届出) 第8条 学生は、<u>研究科が定める研究指導の方法と計画に基づき、</u>主指導教員の指示に従い研究題目を定めたときは、速やかに研究題目届(別紙様式2)により研究題目及び研究計画を主指導教員に届け出なければならない。研究題目を変更するときも同様とする。</p> <p>2 (略)</p> | |

附 則 (令和2年4月1日連規則第1号)
 この規則は、令和2年4月1日から施行する。